

特定疾病療養受療証の申請について

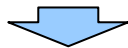
1. 対象者

- *人工腎臓（人工透析）を実施している慢性腎不全の方
- *血友病の方
- *後天性免疫不全症候群（血液凝固因子製剤投与に起因する感染者）で抗ウイルス剤を投与している方

2. 申請の手順

①申請書・診断書を取り寄せる

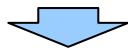
- 国民健康保険の方は各市町村の国保担当窓口
- 後期高齢者医療の方は各市町村の後期高齢者医療の窓口
- 全国健康保険協会(協会けんぽ)の方は都道府県支部の窓口
- 組合・共済等の方は各職場の社会保険担当



②申請書を記載し、診断書を医師に書いてもらう



③申請書・診断書・保険証・印鑑を持って窓口へ提出



④「特定疾病療養受療証」が交付されましたら 病院受付（入院・外来）へ提示してください



3. 申請後の医療費について

- ・「特定疾病療養受領証」の交付を受けると、該当となる特定疾病の治療に対する医療費の自己負担が、1ヶ月1万円（所得によっては2万円）になります。
- ・複数の医療期間で治療を受けた場合は、医療機関ごとに自己負担限度額を負担する事になります。



ご不明な点
がありましたらお気軽
にお問い合わせ下さい

秋田大学医学部附属病院

地域医療患者支援センター

TEL 018-884-6229